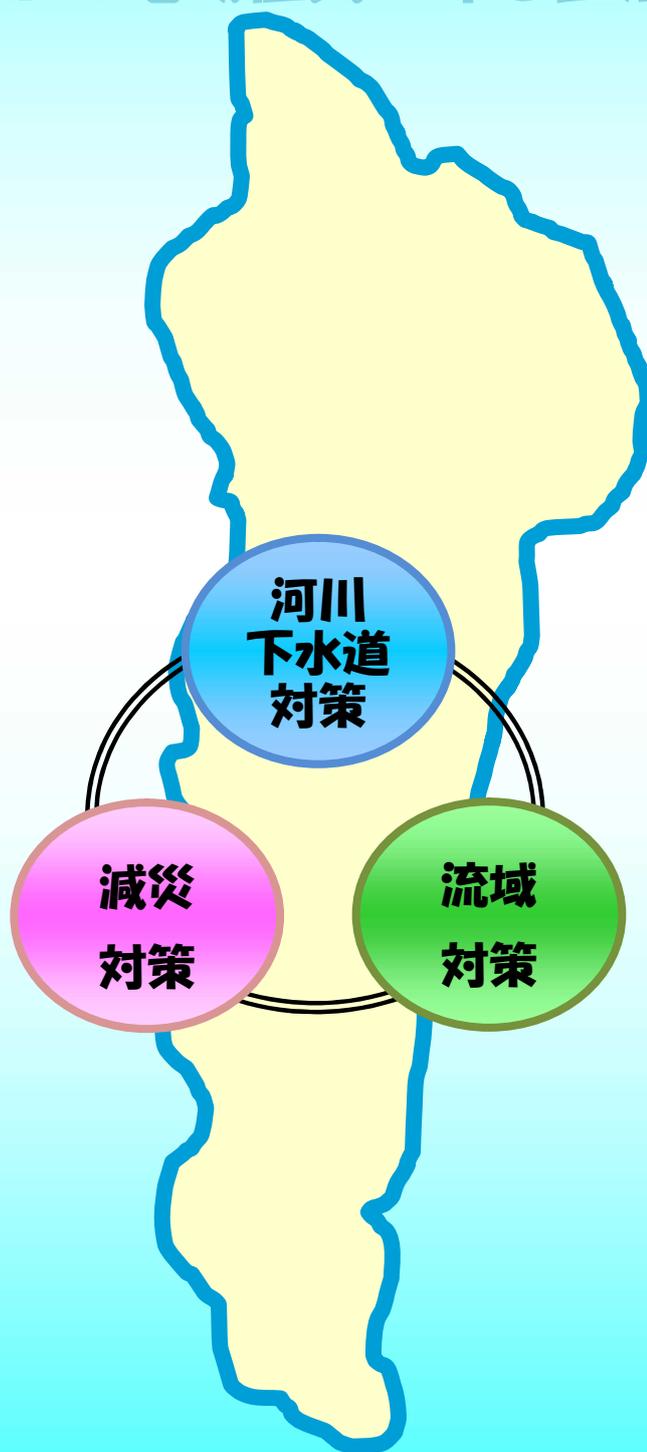


西播磨東部(揖保川流域圏) 地域総合治水推進計画(概要版)

～浸水被害から地域住民の命と生活を守る～



兵庫県

西播磨東部（揖保川流域圏） 地域総合治水推進計画のあらまし

- 総合治水は、**河川下水道対策**、**流域対策**、**減災対策**を効率的に組み合わせることで、降雨による浸水被害を軽減させることを目的としています。
- 県は、「総合治水条例(平成 24 年 4 月 1 日施行)」に基づき、総合治水に関する施策を計画的に推進するため、西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画を平成 27 年 3 月に策定しました。
- 今回、国から示された「水防災意識社会 再構築ビジョン」や水防法の改正などの社会情勢の変化を本計画に反映しました。

計画地域

計画地域は、西播磨東部地域（**姫路市、たつの市、宍粟市、太子町**、にまたがる揖保川流域、富島川流域、その他海域への直接放流域）です。

過去の水害

計画地域では、昭和45年8月、昭和51年9月、平成16年9月、平成21年8月などの、大きな洪水が繰り返し発生してきました。

昭和51年9月災害では、下流部で最大日降雨量300mm、総雨量600mmに達し、死者3名、浸水家屋3,000戸以上の甚大な被害が発生しました。

平成21年8月災害では、上流部210mm、中流部186mm、下流部125mmの日降雨量を記録しました。特に宍粟市一宮町では、計画洪水位を約1mも上回る水位を記録し、500戸以上が浸水する被害が発生しました。



上流部：
引原川合流点より上流

中流部：
引原川合流点～
栗栖川合流点

下流部：
栗栖川合流点～
河口部



計画期間

◆計画期間は、平成26年度から概ね**10年間**とします。

総合治水は、国、県、市町、県民などの多様な主体が連携して、継続的に取り組むことから、概ね10年後を見据えて計画を策定します。

基本目標

■ながす：雨水を安全に流す河川下水道対策（P3へ）

河道改修、洪水調整施設、下水道施設を整備し、適切に維持管理します。

■ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策（P4へ）

田んぼダム、校庭・公園・公共施設での貯留浸透、ため池での貯留、各戸貯留、森林の保全及び整備等を実施します。

■そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策（P5へ）

人的被害の回避を最優先の目標として、避難対策に重点的に取り組みます。
また、被災しても県民生活が早期に再建できる取組みを推進します。

総合治水の推進に関する基本的な方針

◆国、県、市町、県民は連携して、河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進します。

県の責務 ⇒ 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

市町の責務 ⇒ 地域の特性を活かした施策の策定・実施

県民の責務 ⇒ 雨水の流出抑制、浸水への備え、行政が実施する総合治水に関する施策への協力
国は、県及び市町と連携して総合治水を推進

河川下水道対策

- ◆堤防未整備区間の河川改修を行います。
- ◆堤防を浸透や侵食に強くします。
- ◆越水しても、堤防の決壊までの時間を引き延ばす対策を行います。
- ◆中上流部の局所的な改修を行います。
- ◆水門下流部の堤防護岸整備、河床掘削等を行います。
- ◆河川の適切な維持管理を行います。

- ◆年超過確率 1/5～1/10 程度の規模の降雨に対して、浸水を発生させないよう、下水道の計画的な整備や適切な維持管理を行います。

流域対策

- ◆田んぼダム、校庭、公園、ため池、公共施設、各戸貯留等により雨水貯留浸透機能を向上させます。
- ◆森林の整備や保全により、雨水貯留浸透機能を強化します。
- ◆ダムの事前放流を行い、雨水貯留対策を実施します。

減災対策

- ◆人的被害の回避を最優先し、避難対策に重点的に取り組みます。
- ◆県民が被災しても早期に再建できる対策に取り組みます。

ながす：河川下水道対策

河川の整備及び維持

【国】

- ◆「揖保川水系河川整備計画(H25.7)」に基づき、過去の被害発生状況、背後地の重要度、本支川、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、段階的な整備を実施します。【河道対策】
- ◆越水等が発生した場合でも堤防の決壊までの時間を少しでも引き延ばすことができるよう、堤防構造を工夫する対策を実施します。【危機管理型ハード対策】
- ◆浸透や侵食に対する安全性が低い堤防について、堤防の浸透、侵食、洗掘対策を実施します。【質的対策】

【県】

- ◆「揖保川水系揖保川圏域河川整備計画(H29.3)」に基づき、洪水時に家屋被害、人的被害が発生する危険性があると判断される一連の区間の河川整備を実施します。
- ◆「富島川水系河川整備計画」に基づき事業を実施します。また、洪水時に堤防、護岸、排水機場等の河川管理施設が機能するよう、適切に維持管理を実施します。
- ◆中上流部において、浸水被害が発生している箇所について、治水安全度を緊急的に向上させるため、局所的な整備を実施します。【中上流部対策】

【市町】

- ◆準用河川、普通河川の改修や適切な維持管理を実施します。

下水道の整備及び維持

【市町】

- ◆各下水道計画に基づき、年超過確率 1/5 ~ 1/10 程度の規模の降雨に対して浸水が発生させないよう、計画的な整備を実施します。
- ◆管きょやポンプ施設について、適切な維持管理を実施します。

【河道対策例（国）】

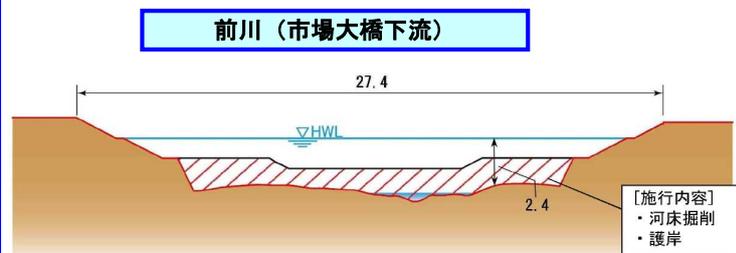


掘削による対策



築堤による対策

【河道対策例（県）】



河道整備

下水道(雨水計画)の概要

市町	下水道の種類	計画降雨 (mm/hr)	雨水排水区域面積 (ha)
姫路市	流域関連公共下水道	49.5	1,866.9
たつの市	流域関連公共下水道	43.4	1,298
	公共下水道	43.4	80
	特定環境保全公共下水道	43.4	35
宍粟市	山崎町公共下水道	50.0	90
太子町	太子町公共下水道	42.8	23.5

ためる：流域対策

(1)調整池の設置及び保全

- ・1ha以上の開発に対し重要調整池の設置を義務付け(県)写真①
- ・適正な維持管理(管理者)など



写真① 調整池(たつの市龍野町)

(2)土地等の雨水貯留浸透機能

- ・学校・公園、大規模施設での雨水貯留浸透機能の整備(施設所有者)写真②
 - ・ため池の雨水貯留機能を確保(県)写真③
 - ・「田んぼダム」を実施(営農者等)写真④
 - ・各戸貯留の普及啓発活動と県民の各戸貯留に関する取組みを支援(県・市町)写真⑤
- など



写真② 校庭貯留(伊和高校)

(3)貯水施設の雨水貯留容量の確保

- 【引原ダム】
 - ・降雨が予想される場合に、事前に水位を低下させ、空き容量を確保「事前放流」(県)
 - 【ため池】
 - ・洪水吐の切り欠き等による雨水貯留機能の確保(県・市町)
 - ・降雨が予測される場合に、事前に水位を低下させ、洪水を一時貯留(施設管理者)
 - ・雨水貯留機能の維持と適切な維持管理(施設管理者)
- など



写真③ ため池(相生市 新池)



写真④ 田んぼダム(太子町阿曾地区)

(4)ポンプ施設との調整

- ・排水計画を策定し、その計画に従い、ポンプ施設の運転操作を実施(施設管理者)
- など



写真⑤ 各戸貯留(たつの市)

(5)遊水機能の維持

- ・洪水時に甚大な浸水被害が発生する危険性がある土地について、遊水機能を維持(所有者)

(6)森林の整備及び保全

- ・「新ひょうごの森づくり：第2期対策(平成24～33年度)」を推進(県・市町)
- ・「災害に強い森づくり：第3期対策(平成28～32年度)」を推進(県・市町)

(7)山地防災・土砂災害対策

- ・「第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30～35)」に基づき、治山ダムや砂防えん堤を整備(県)写真⑥



写真⑥ 土砂・流木の捕捉状況(宍粟市 谷川砂防えん堤)

そなえる：減災対策

(1) 浸水が想定される区域の指定および県民の情報の把握

- ・計画規模降雨による浸水想定区域図の適宜見直し(国・県)
- ・想定最大規模降雨による浸水想定区域図の作成(国・県)
- ・計画規模降雨・想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成、周知(市町)
- ・まるごと・まちごとハザードマップの作成(国・県・市町)写真①など



図① 川の情報(雨量・水位等)

(2) 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

- ・水位情報、河川ライブカメラなどの情報を県民に発信(国・県)図①・図②
- ・防災行政無線、ケーブルテレビ等による情報発信(市町)
- ・河川水位の予測や氾濫予測結果等を市町へ提供(国・県)
- ・ホットラインの構築・適切な運用(国・県・市町)
- ・タイムラインの検証(国・県・市町)など



図② 河川ライブカメラ

(3) 浸水による被害の軽減に関する学習

- ・「ひょうご防災リーダー講座」等の研修を開催(県)写真②
- ・防災マップの作成・支援(国・県・市町)写真③
- ・出前講座等の実施(国・県・市町)など



写真① まるごと・まちごとハザードマップ

(4) 浸水による被害の軽減のための体制の整備

- ・大規模氾濫に対する、より広域的・効率的な水防活動や水防倉庫等の配置計画の再検討(国・県・市町)
- ・水害リスク情報を踏まえた避難場所、避難経路の検討(市町)
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促し、避難訓練を支援(市町)など



写真② 災害に関する勉強会(宍粟市)

(5) 訓練の実施

- ・水防に関する情報共有、連携強化、水防訓練の実施(国・県・市町)
- ・防災訓練の実施(市町)

(6) 建物等の耐水機能

- ・自宅の敷地の嵩上げ、遮水壁の設置、電気設備の高所設置等の耐水機能の向上(建物所有者)



写真③ 防災マップの作成状況(宍粟市)

(7) 浸水による被害からの早期の生活の再建

- ・被災した場合でも、早期に生活が再建できるよう、「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の加入促進(県、市町)

総合治水を推進するにあたって必要な事項

(1) 県民相互の連携

県民は、勉強会の開催、各戸貯留の導入など、総合治水に関わる自主的な活動に努めます。
また、国、県、市町は、県民の取組みを支援します。

(2) 関係者相互の連携

総合治水の推進には、河川、下水道、水田、ため池、森林等の多くの管理者が協力して取り組む必要があります。推進協議会等は、関係者相互の連携を図ります。

(3) 財源の確保

県、市町は、総合治水を推進するための、補助金等の有利な財源の確保に努めます。
また、県民の雨水貯留浸透対策等の取組みに対して財政的支援等を検討します。

(4) 計画の見直し

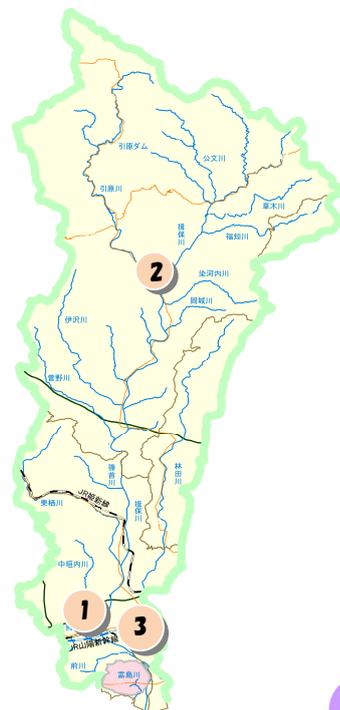
推進協議会は、本計画の進捗状況、地域のニーズを踏まえ、本計画を適宜見直します。

モデル施策の取組み

- ◆「田んぼダム」とは、田んぼにせき板を設置することにより雨水貯留機能を確保し、一時に雨水が流出することを抑制する施策です。
- ◆この「田んぼダム」をモデル施策として位置づけ、平成 35 年度までに 900ha の実施を目指します。
- ◆この先導的な取組みを情報発信することで、県下全域での総合治水対策の推進を図ります。

モデル地区の選定

- ◆計画地域内にモデル地区を設定し、集中的に総合治水対策を実施することで、早期に効果を発現させます。
また、先導的な取組内容や効果を情報発信することで、計画地域全体の総合治水に関する理解を深めます。
- ◆モデル地区は、過去に大きな浸水被害を受けるなど、浸水の危険性が高い3地区を選定しました。



※安積地区には、中安積地区、曲里地区が含まれる。

※太子町揖保川流域：阿曾、下阿曾、福地、老原、常全、宮本、船代、岩見構上、岩見構下、太子ニュータウン、吉福、沖代、米田、塚森、蓮常寺、西本町、相坂団地

モデル地区の対策の推進

1 たつの市揖保川町ひばりヶ丘地区

- ・本地区は、圃場を宅地化した土地で、以前から内水被害が発生していました。
- ・平成 16 年台風 21 号による内水被害を受け、国は排水機場のポンプの増設、県は護岸の嵩上げ、市は半田神部中央雨水幹線を整備しました。
- ・これらの対策により、浸水範囲の縮小などの効果が見られるものの、なお内水被害の危険性が高いため、総合治水による対策が必要な地区です。

区分	名称	内容	取組主体
河川下水道対策	馬路川	河床掘削	県
	下水道整備	半田神部中央雨水幹線の整備	たつの市
流域対策	田んぼダム	せき板設置	県民
		普及啓発活動 せき板配布	県、 たつの市
	各戸貯留 (雨水タンク)	設置	県民
		普及啓発活動 助成制度等	県、 たつの市
減災対策	水防訓練の実施	避難訓練、ゲリラ豪雨体験等	国、県、 たつの市、 県民
	出前講座の実施	出前講座の実施	たつの市

2 宍粟市一宮町安積地区

- ・本地区は、揖保川と引原川の合流点に位置し、公共施設や住宅が密集する旧一宮町の中心地区です。
- ・平成 21 年の台風 9 号では、住宅の全壊や浸水等の甚大な被害が発生しました。
- ・国による揖保川、引原川の河川改修に併せ、内水被害に備えるためにも、総合治水による対策が必要な地区です。

区分	名称	内容	取組主体
河川下水道対策	曲里地区：揖保川、引原川	堰改築、河床掘削	国
	中安積地区：揖保川	築堤	国
	河川維持管理	土砂撤去、樹木伐採等	国、県
流域対策	県立伊和高等学校	校庭貯留の整備	県
	田んぼダム	せき板設置	県民
		普及啓発活動 せき板配布	県、宍粟市
森林整備	針葉樹林と広葉樹林の混交整備等	県、宍粟市、 県民	
減災対策	防災マップの作成支援	防災マップの作成を支援	宍粟市
	水防訓練の実施	防災訓練の実施	国、県、 宍粟市、 県民

3 太子町揖保川流域地区

- ・本地区は、道路冠水等の小規模な内水被害が多発しているため、総合治水による対策が必要な地区です。

区分	名称	内容	取組主体
流域対策	田んぼダム	せき板設置	県民
		普及啓発活動 せき板配布	県、太子町
	各戸貯留 (雨水タンク)	設置	県民
		普及啓発活動 助成制度等	県、太子町 太子町
減災対策	水防訓練の実施	避難訓練、ゲリラ豪雨体験等	国、県、 太子町、 県民

環境の保全と創造への配慮

- ◆ 「河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保」、「参画と協働による川づくり」、「森林環境の保全」、「水田・ため池環境の保全」に努めます。

お問い合わせ

兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所 企画調整担当
 TEL : 0791-58-2229 FAX : 0791-58-2321
 E-mail : kotodoboku@pref.hyogo.lg.jp
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kotodoboku/index.html>

総合治水に関する情報

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課
 TEL : 078-362-9261 FAX : 078-362-3942
 E-mail : chisui@pref.hyogo.lg.jp
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jyorei.html>